

事例番号:310211

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

6:10 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

19:13 頃- 胎児心拍数陣痛図で、変動一過性徐脈、遅発一過性徐脈を頻りに認める

19:40 破水、羊水流出多量

21:45 頃- 胎児心拍数陣痛図で、変動一過性徐脈、遅発一過性徐脈を繰り返して認める

22:19 頃- 細変動の減少、高度遅発一過性徐脈、高度変動一過性徐脈、高度遷延一過性徐脈を認める

23:07 胎盤機能不全、続発性微弱陣痛の診断で子宮底圧迫法併用の吸引分娩により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 0 日

(2) 出生時体重:3653g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.697、PCO₂ 101.3mmHg、PO₂ 16.6mmHg、HCO₃⁻

11. 7mmol/L、BE -23. 9mmol/L

- (4) Apgarスコア: 生後 1 分 1 点、生後 5 分 2 点
- (5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バッグ・マスク)
- (6) 診断等:
生後 1 日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
生後 16 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 2 名
看護スタッフ: 助産師 2 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性が高い。
- (3) 胎児は、妊娠 40 週 0 日の分娩第 I 期の終わり頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 40 週 0 日の入院時の対応(内診、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 胎児心拍数陣痛図上 19 時 13 分頃以降変動一過性徐脈および遅発一過性徐脈が認められる状況で、分娩監視装置での連続的モニタリングによる経過観察を行ったことは一般的である。

- (3) 妊娠 40 週 0 日 21 時 58 分頃より頻脈、繰り返す高度遅発一過性徐脈、遷延一過性徐脈が認められる状況で 22 時 12 分に内診し子宮口開大 9cm、児頭的位置 Sp-2cm、子宮口上唇残りありと判断し、子宮口上唇の残りを押し上げたことの医学的妥当性には賛否両論がある。
- (4) 22 時 19 分頃より母体心拍数の混在が認められる部分があるものの、明らかに胎児心拍数と判読できる部分では細変動減少、高度遅発一過性徐脈、高度変動一過性徐脈、高度遷延一過性徐脈が認められている。この状況で経過観察としたことは一般的ではない。
- (5) 23 時 5 分に行われた子宮底圧迫法併用吸引分娩の適応(胎児機能不全、続発性微弱陣痛)、吸引分娩の要約を満たしていること、および実施方法(吸引 1 回、子宮底圧迫法 1 回)は基準内である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析(原因分析に係る質問事項および回答書による)を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生については、診療録に詳細な記録がないため評価できない。また、それらについて診療録に記載のないことは一般的でない。
- (2) 高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数と母体脈拍数に注意して、胎児心拍数陣痛図を観察することが望まれる。

【解説】 本事例において、22 時 19 分以降、分娩までの胎児心拍数陣痛図において、胎児心拍数と母体心拍数が混在している。胎児心拍数波形異常が認められる場合には、超音波断層法による胎児心拍数の確認や、触診による母体の脈拍数の測定を行い、胎児心拍数と母体脈拍数との比較を行うなどして、確実に胎児心拍数を記録することが重要である。

- (2) 胎児心拍数陣痛図には、子宮収縮波形も正確に記録されるよう、分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】 本事例において子宮収縮波形が不明瞭な箇所があった。子宮収縮波形は一過性徐脈の種類を評価するために重要である。

(3) 児に実施した処置および児の状態を診療録等に記録することが望まれる。緊急対応によりその時点で記録できない場合は、できる限り速やかに診療録に記載することが望まれる。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】 胎盤病理組織学検査は、子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

本事例においては第三者委員を加えて事例検討会を実施しているが、今後、本報告書をもとに、胎児心拍数陣痛図の判読と対応について、再度事例検討を行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。